

2008年4月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年3月26日付けで諮問（第315号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 基本健康診査

本市では、昭和62年から、老人保健法に基づき、市民の健康の保持を目的として、基本健康診査を実施している。

この間、藤沢市個人情報保護制度運営審議会には、次のとおり、各事項に

ついて、諮問を行い、答申を受け、事業を実施してきた。

2003年(平成15年)10月22日 答申第119号

基本健康診査の受診結果をコンピュータに蓄積するためのコンピュータ処理

2004年(平成16年)3月10日 答申第129号

基本健康診査対象者について社会保険加入者本人を除外するため、市民税課の課税情報の目的外利用

2004年(平成16年)11月4日 答申第134号

生活習慣の状況把握が必要になり、基本健康診査に検査項目を追加するためのコンピュータ処理

2006年(平成18年)3月9日 答申第180号

基本健康診査の対象者に国民健康保険有資格者を加えるための目的外利用、及び生活機能評価による検査項目追加によるコンピュータ処理

このような経過により、基本健康診査を実施してきたところであるが、平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）により、各医療保険者が健康診査を実施することとなった。

40歳から74歳までの者を対象とした健康診査は、高齢者医療確保法に基づき、国民健康保険など各医療保険者が実施する。また、75歳以上の者及び65歳から74歳までの者で一定の障害のある者（以下「後期高齢者」という。）を対象とした健康診査は、高齢者医療確保法に基づき、高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施に努めるとされている。

また、各医療保険に加入できない者（生活保護受給者）については、健康増進法に基づき、市町村が実施することとなっている。

このうち、後期高齢者を対象とした健康診査については、市町村が同等の健康診査を行う場合には、市町村に対して、広域連合が補助金を交付する制度を設け、健康診査を実施することとなった。

このような状況の中、本市は、職域健診を除く40歳以上全ての市民を対象に健康診査を実施してきた経過から、後期高齢者及び各医療保険に加入できない者（生活保護受給者）を対象とした健診については、引き続き、本市が、健康診査を実施することとした。

健康診査を実施するにあたり、健診対象者に対して、健康診査受診票を送付することとした。このため、健康診査の対象者を選定するため、市民健康課へ生活保護受給者の情報を利用させる必要が生じた。

なお、生活保護受給者の居住実態については、次の4通りがある。

- (ア) 住民基本台帳に記録している住所と居住している住所が同一の者
- (イ) 住民基本台帳に記録している住所と居住している住所が違う者

(居住している住所が市内の者)

(ウ) 住民基本台帳に記録している住所と居住している住所が違う者

(居住している住所が市外の者)

(エ) 住民基本台帳に記録はないが、藤沢市に居住している者

(イ)、(ウ)、(エ)の生活保護受給者については、健康診査の対象者とはなるが、さまざまな事情により、居所を構えている実態があり、健康診査受診票を送付することは、市としては、避けるべきと判断している。

これにより、上記(ア)の生活保護受給者だけに対して健康診査受診票を送付するため、今回、生活保護受給者の情報を利用させる必要が生じたものである。

イ がん検診

本市では、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び「C型肝炎等緊急総合対策の一環としての肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき、肺がん、大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん検診及び肝炎ウイルス検診(以下「がん検診等」という。)を実施している。

これまで、がん検診の周知については、広報・ホームページ等により周知してきたところであるが、がん検診の受診率向上を図るため、がん検診対象者に対して、がん検診受診票を送付することとした。

このため、がん検診の対象者を選定するため、市民健康課へ生活保護受給者の情報を利用させる必要が生じた。

なお、生活保護受給者については、さまざまな居住実態があることにより、送付すべき対象者を選定するために、市民健康課へ生活保護受給者の情報を利用させる必要が生じたものである。

ウ 以上のア及びイで述べたところにより、市民健康課(4月1日以後、組織改正により地域保健課。以下同じ。)に対し必要な情報について目的外に利用させることについて諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させる必要性について

ア 生活保護受給者情報を目的外利用させる必要性について

市民健康課では、後期高齢者及び生活保護受給者を対象とした健康診査を実施するにあたり、健診対象者に健診受診票を送付するため、また、がん検診の実施にあたり、がん検診対象者にがん検診受診票を送付するため、生活保護受給者の情報が必要となるが、生活保護受給者情報を保有しているのは、生活福祉課であり、市民健康課では、誰が生活保護受給者であるのか把握できない。対象者に受診票を送付するといった事業の性質上、同意書を対象者全員から提出させて確認することや対象者に生活保護受給証明書を添付させ事務処理を行うことができない。こうしたことから同情報を保有している生

活福祉課の生活保護受給者の個人情報を市民健康課に利用させることが、合理的かつ正確な情報を得る方法であり、健康診査及びがん検診事業の事務が適正に行われることになると考える。今後もこのような事務処理をするため個人情報を目的外利用させるものである。

イ 市民健康課に目的外に利用させる個人情報の内容について

(ア) 健康診査

生活保護受給者情報のうち

住所又は居所・氏名・生年月日・性別（40歳以上の男性・女性）

(イ) がん検診

生活保護受給者情報のうち

住所又は居所・氏名・生年月日・性別（40歳以上の男性・20歳以上の女性）

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用させる個人情報は、健康診査及びがん検診事業の受診票の送付を行うために用いるものであるが、通知すべき相手が多数であるため、生活福祉課からの個別の通知は省略するものである。

なお、生活保護受給者に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略することについて、市民健康課で広報（4月25日号）に掲載し事前周知を図る。

(4) セキュリティ対策

対象者抽出作業及び検査項目入力作業については、次のように、市民健康課に安全対策を講じさせる。

ア 対象者抽出作業は、住民基本台帳、外国人登録台帳、生活保護受給者ファイル及び後期高齢者医療保険資格情報と市民健康課マスタとをホストコンピュータで突合して行うこと。

イ 出力された対象者発送簿は、保健所市民健康課事務室内の鍵付きキャビネットに保管すること。また、市民健康課事務室については、執務時間外はシャッターで閉鎖するとともに施錠すること。

ウ 人的対策及び運用体制については、藤沢市セキュリティーポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、適正な管理保管を行うこと。

(5) 実施時期

2008年（平成20年）5月1日

(6) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

市民健康課では、後期高齢者及び生活保護受給者を対象とした健康診査を実施するにあたり、健診対象者に健診受診票を送付するため、また、がん検診の実施にあたり、がん検診対象者にがん検診受診票を送付するため、生活保護受給者の情報が必要となるが、生活保護受給者情報を保有しているのは、生活福祉課であり、市民健康課では、誰が生活保護受給者であるのか把握できない。対象者に受診票を送付するといった事業の性質上、同意書を対象者全員から提出させて確認することや対象者に生活保護受給証明書を添付させ事務処理を行うことができない。こうしたことから同情報を保有している生活福祉課の生活保護受給者の個人情報を市民健康課に利用させることが、合理的かつ正確な情報を得る方法であり、健康診査及びがん検診事業の事務が適正に行われることになる。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

目的外に利用させる個人情報は、健康診査及びがん検診事業の受診票の送付を行うために用いるものであるが、通知すべき相手が多数であり、扱われる個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、生活保護受給者に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略することについて、市民健康課で広報（4月25日号）に掲載し事前周知を図ることとしている。

以 上